

タフビズ業務災害補償保険（業務災害補償保険）普通保険約款、業務災害補償保険追加特約、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、追加特約およびそれぞれの特約をご参照ください。

1 基本構成（業務災害補償保険普通保険約款、業務災害補償保険追加特約および各種特約）の補償内容

補償対象者が被保険者の業務（以下「業務」といいます）に従事中に身体障害を被った場合に、被保険者が費用を支出することによって被る損害（以下「損害」といいます）に対して、この普通保険約款およびこの保険契約にセットされた特約の規定に従い、保険金をお支払いします。

- ※1 「身体障害」とは傷害または業務に起因して発生した症状をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
- ※2 「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が原因物質を記名被保険者の業務に起因して業務に従事中に吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限り、ます。
- （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を含みません。
- ※3 「業務に起因して発生した症状」とは、業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則別表第1の2 二から十一までのうち、次の①から③までの要件をすべて満たすものをいいます。ただし、職業性疾病等（職業性疾病、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの、またはかぜ症候群をいいます）を除きます。

①偶然かつ外来の原因によるもの ②労働環境に起因するもの ③その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

- ※4 「補償対象者」とは、次のいずれかに該当する方のうち保険証券記載の方をいいます。ただし、記名被保険者の業務に従事しない方を除きます。
- ① 記名被保険者（保険証券に記載された被保険者をいいます）の役員等（事業主または役員をいいます）
- ② 記名被保険者の従業員（パート・アルバイトを含みます）
- ③ ・記名被保険者が建設業者の場合は下請負人
・記名被保険者が貨物自動車運送事業者の場合は備車運転者

④ 上記①～③以外で、もっぱら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設（事務所、営業所、工場等）内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約（請負契約、委任契約、労働者派遣契約等）に基づき、記名被保険者の業務に従事する方

- ※5 「保険金をお支払いする主な場合」に記載の「補償金」とは、記名被保険者が補償対象者または、遺族へ支給するものとして定める金銭（注）をいい、名称を問いません。

（注）記名被保険者が災害補償規定等に定めている補償金の場合は、記名被保険者がその規定に基づき補償対象者または遺族に支給するべき金額が限度となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡補償保険金（死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約）	補償対象者が保険期間中の事故による身体障害（注）のために、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 （注）普通保険約款に規定する身体障害のうち、傷害および下表に掲げる保険金支払の対象となる症状をいいます。 <保険金支払対象となる症状>	死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。 ※ 保険期間中に、既にお支払いした後遺障害補償保険金がある場合、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額からその額を差し引きます。	<死亡補償保険金から通院補償保険金まで共通> (1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者または被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意 ② 補償対象者に対する刑の執行 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます）を除きます。 ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑥ 上記③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ⑦ 上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑧ 風土病 ⑨ 職業性疾病等 (2) 次のいずれかに該当する身体障害について被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 補償対象者の故意または重大な過失によって、その補償対象者本人が被った身体障害 ② 補償対象者の自殺行為によって、その補償対象者本人が被った身体障害 ③ 補償対象者の犯罪行為または闘争行為によって、その補償対象者本人が被った身体障害 ④ 補償対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって、その補償対象者
後遺障害補償保険金（死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約）	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。	死亡・後遺障害補償保険金支払限度額 × 約款所定の支払割合（4%～100%） ※ 保険期間を通じ、同一の補償対象者に対し合算して死亡・後遺障害補償保険金支払限度額が限度となります。	
入院補償保険金（入院補償保険金・手術補償保険金支払特約）	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。	入院補償保険金支払限度日額 × 入院日数	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
手術補償保険金 (入院補償保険金・手術補償保険金支払特約)	<p>補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>※ 手術とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 <p>② 先進医療（注1）に該当する診療行為（注2）</p> <p>（注1）手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。</p> <p>（注2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りします。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>	<p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。</p> <p>次の額を限度に、損害の額をお支払いします。</p> <p>① 入院中に受けた手術</p> $\boxed{\text{入院補償保険金支払限度日額}} \times \boxed{10}$ <p>② 上記①以外の手術</p> $\boxed{\text{入院補償保険金支払限度日額}} \times \boxed{5}$ <p>※1 入院中とは、手術を受けた身体障害の治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※2 1事故につき、1回の手術に限りします。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けただけとします。</p>	<p>本人が被った身体障害</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>⑤ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その補償対象者本人が被った身体障害。ただし、業務に起因して発生した症状を除きます。</p> <p>⑥ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産によって、その補償対象者本人が被った身体障害</p> <p>⑦ 引受保険会社が保険金を支払うべき身体障害の治療以外の補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって、その補償対象者本人が被った身体障害</p> <p>⑧ 補償対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって、その補償対象者本人が被った身体障害</p> <p>ア. 補償対象者が山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動等を行っている間</p> <p>イ. 補償対象者が次の（ア）から（ウ）に掲げるいずれかに該当する間</p> <p>（ア）乗用具（注1）を用いて競技等（注2）をしている間。ただし、下記（ウ）に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金をお支払いします。</p> <p>（イ）乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記（ウ）に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金をお支払いします。</p> <p>（ウ）法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間</p> <p>（注1）自動車等、モーターボート（水上オートバイを含みます）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。</p> <p>（注2）競技、競争もしくは興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転または操縦をいいます。以下同様とします。</p> <p>（3）引受保険会社は、補償対象者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見がないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金をお支払いできません。 など</p>
通院補償保険金 (通院補償保険金支払特約)	<p>補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※ 現実に病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。</p>	<p>次の額を限度に、損害の額をお支払いします。</p> $\boxed{\text{通院補償保険金支払限度日額}} \times \boxed{\text{通院日数}}$ <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。</p>	<p>本人が被った身体障害</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>⑤ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その補償対象者本人が被った身体障害。ただし、業務に起因して発生した症状を除きます。</p> <p>⑥ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産によって、その補償対象者本人が被った身体障害</p> <p>⑦ 引受保険会社が保険金を支払うべき身体障害の治療以外の補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって、その補償対象者本人が被った身体障害</p> <p>⑧ 補償対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって、その補償対象者本人が被った身体障害</p> <p>ア. 補償対象者が山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動等を行っている間</p> <p>イ. 補償対象者が次の（ア）から（ウ）に掲げるいずれかに該当する間</p> <p>（ア）乗用具（注1）を用いて競技等（注2）をしている間。ただし、下記（ウ）に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金をお支払いします。</p> <p>（イ）乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記（ウ）に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金をお支払いします。</p> <p>（ウ）法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間</p> <p>（注1）自動車等、モーターボート（水上オートバイを含みます）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。</p> <p>（注2）競技、競争もしくは興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転または操縦をいいます。以下同様とします。</p> <p>（3）引受保険会社は、補償対象者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見がないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金をお支払いできません。 など</p>

2 補償内容を縮小・拡大する主な特約

特約名	特約の主な内容
フルタイム補償特約	補償対象者が業務に従事していない間に身体障害を被った場合に、記名被保険者が費用を支出することによって被る損害に対しても、保険金をお支払いします。
天災危険補償特約	1の「保険金をお支払いできない主な場合」(1)④および⑥にかかわらず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、およびこれらに伴って発生した損害またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した損害に対して保険金をお支払いします。
労災認定身体障害追加補償特約	労災保険法等によって給付が決定された場合に、普通保険約款で保険金支払の対象とならない事由として定める次のいずれかに該当する補償対象者本人が被った身体障害によって生じた損害に対して保険金をお支払いします。 ① 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失 ② 補償対象者の自殺行為
後遺障害補償保険金の追加支払に関する特約	補償対象者が、業務に従事中に身体障害を被り、後遺障害補償保険金を支払う場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ補償対象者が生存していることを条件に、後遺障害補償保険金支払限度額を2倍とします。